



しんたいてきぎやくたい
身体的虐待

しんりてきぎやくたい
心理的虐待

けいざいてきぎやくたい
経済的虐待

せいてきぎやくたい
性的虐待

ほうき ほうにん
放棄・放任
(ネグレクト)



みんなで防ごう、高齢者・障害者虐待

あいさつ、声かけなどの見守りが、虐待の防止につながります
「虐待かも・・・」「このままでは虐待になってしまうかも・・・」
と思ったら、次の窓口まで相談してください。 ※ご連絡をいただいた方の情報は守られます。

高齢者虐待相談窓口

泉南市長寿社会推進課高齢福祉係
地域包括支援センターなでしこりんくう
地域包括支援センター六尾の郷

電話：072-483-8253
電話：072-485-2882
電話：072-484-8668

障害者虐待相談窓口

泉南市障害福祉課障害福祉係 電話：072-483-8252 (閉庁時は宿直室につながり、担当へ連絡します)
FAX：072-480-2134 (内容確認は開庁日)

虐待とは？

他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること

社会情勢の変化（経済情勢・地域社会の受容・高齢化社会の進展・家庭をめぐる環境の変化等）により、大きく社会問題化しています。虐待は、特定の人や特定の家庭や場所で起こるものではありません。本人が気づかぬうちに虐待している、介護疲れ等でストレスを抱えている、また、高齢者・障害者のなかには、辛くても不満があっても、声を出せない人がいます。身近に虐待で困っている人はいませんか？少しでも気になることがあれば、ためらわずに相談・通報をして下さい。



虐待の種類

◆養護者

高齢者・障害者の日常生活の世話や金銭の管理などをしていいる家族や親族、同居する人による虐待

◆施設従事者等

高齢者・障害者を支援する施設や事業所で働いている職員による虐待

◆使用者

障害者を雇用する事業主などによる虐待

泉南市の取り組み

泉南市では、相談支援体制を充実し、虐待を未然に防止し、万が一虐待があった際は、速やかな解決を図るために、行政・関係機関・地域の役割分担・実行策を定め、「虐待がなく、高齢者・障害者が地域の見守り・支え合いの中でいきいきと暮らせるまち泉南市」をめざすため、泉南市高齢者・障害者虐待防止ガイドラインを策定しました。また、毎年9月を「高齢者・障害者虐待防止月間」に位置付け、虐待に対する認識を高め、虐待を他人事ではなく、一人ひとりの問題として行動できるまちづくりをめざし、各種取り組みを集中的に推進します。